

別表 利用料金表

通常規模型・大規模Ⅰ・総合事業

1. 介護報酬告示額

①(1)通常規模型 通所リハビリテーション 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	446単位	10.55円	4,705円	471円	941円	1,412円
	要介護2	523単位		5,517円	552円	1,104円	1,656円
	要介護3	599単位		6,319円	632円	1,264円	1,896円
	要介護4	697単位		7,353円	736円	1,471円	2,206円
	要介護5	793単位		8,366円	837円	1,674円	2,510円

②通所リハビリテーション 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	<input type="checkbox"/>	1日につき 18単位	10.55円	189円	19円	38円	57円
リハビリテーション提供体制加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 12単位		126円	13円	26円	38円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	<input type="checkbox"/>	1月につき 330単位		3,481円	349円	697円	1,045円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 1 (同意より6ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	1月につき 850単位		8,967円	897円	1,794円	2,691円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 2 (同意より6ヶ月超)	<input type="checkbox"/>	1月につき 530単位		5,591円	560円	1,119円	1,678円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 1 (同意より6ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	1月につき 1,120単位		11,816円	1,182円	2,364円	3,545円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 2 (同意より6ヶ月超)	<input type="checkbox"/>	1月につき 800単位		8,440円	844円	1,688円	2,532円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ 1 (同意より6ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	1月につき 1,220単位		12,871円	1,288円	2,575円	3,862円
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ 2 (同意より6ヶ月超) ※3月に1回を限度とする	<input type="checkbox"/>	1月につき 900単位		9,495円	950円	1,899円	2,849円
短期集中リハビリテーション加算 ※退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に行われた場合	<input type="checkbox"/>	1日につき 110単位		1,160円	116円	232円	348円
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ 退院(所)日又は認定日から起算して1月超2月以内の期間に行われた場合	<input type="checkbox"/>	1日につき 240単位		2,532円	254円	507円	760円
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	<input type="checkbox"/>	1月につき 1,920単位		20,256円	2,026円	4,052円	6,077円
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 60単位		633円	64円	127円	190円
栄養改善加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 150単位		1,582円	159円	317円	475円
社会参加支援加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 12単位		126円	13円	26円	38円
送迎減算	<input type="checkbox"/>	片道につき -47単位		-496円	-49円	-99円	-148円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の47/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の20/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の17/1000		所定単位数により変動します			

③介護予防通所リハビリテーション 基本料金

基本サービス費 区分	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
要支援1	<input type="checkbox"/>	1月につき 1,721単位	10.55円	18,156円	1,816円	3,632円	5,447円
要支援2	<input type="checkbox"/>	1月につき 3,634単位		38,338円	3,834円	7,668円	11,502円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ【要支援1】	<input type="checkbox"/>	1月につき 72単位		759円	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ【要支援2】	<input type="checkbox"/>	1月につき 144単位		1,519円	152円	304円	456円
リハビリテーションマネジメント加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 330単位		3,481円	349円	697円	1,045円
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 240単位		2,532円	254円	507円	760円
運動器機能向上加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 225単位		2,373円	238円	475円	712円
栄養改善加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 150単位		1,582円	159円	317円	475円
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 480単位		5,064円	507円	1,013円	1,520円
事業所評価加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 120単位		1,266円	127円	254円	380円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の47/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の20/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の17/1000		所定単位数により変動します			

⑤通所・介護予防通所リハビリテーションの加算及び減算料金の内容説明

○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が、50%以上になる場合に加算される。
○ リハビリテーション提供体制加算
常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が、利用者数の25又はその端数を増すごとに1以上。リハビリテーションマネジメント加算を算定。
○ 通所リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ～Ⅳ) 重複算定は出来ない ※【Ⅰ】について予防を含む
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、見直しをした場合にリハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を1月につき所定単位数に加算します。
【Ⅰ】リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直していく。介護支援専門員を通じて日常生活上の留意点、介護の工夫などを情報伝達している。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は自宅訪問を行い、運動や作業能力を検査していく。医師はそのリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うことで加算します。
【Ⅱ】
【Ⅰ】に加え、6か月以内の場合にあつてはひと月に一回以上、6か月を超えた場合にあつては3ヶ月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、説明した内容等について医師へ報告することで加算します。
【Ⅲ】
【Ⅰ】【Ⅱ】に加え、通所リハビリテーション計画について、当該指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることで加算します。
【Ⅳ】
【Ⅰ】【Ⅱ】【Ⅲ】に加え、指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していることで加算します。
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※通所リハビリテーションマネジメント加算を取得している場合に限る
医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施することで、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき所定単位数に加算します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ・Ⅱ) ※通所リハビリテーションマネジメント加算を取得している場合に限る
【Ⅰ】
認知症であると医師が判断した者であつて、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるものである。
【Ⅱ】
【Ⅰ】に加え、ご利用者の居宅を訪問し、生活環境の把握し通所リハビリテーション計画書を作成する。また、居宅における応用的動作能力や社会適応能力の評価を行い、その結果をご利用者とご家族へと伝えること。1ヶ月に4回以上実施することで、につき、所定単位数に生活行為向上リハビリテーション実施加算
加齢や状態低下などで、生活機能(排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為)のうち活動する能力が低下したご利用者に対して、活動機能の向上ができるように目標を立て、自宅の中や地域での様子を踏まえる。実施計画に沿ったリハビリテーションを行うことによって、生活活動能力が向上した場合に6か月に限り算定可能。結果、居宅でのご利用者の応用動作能力や社会適応能力の評価を行い、ご利用者とご家族と共に日常生活が継続できるようにすることを目的としております。
若年性認知症利用者受入加算 ※通所リハビリテーションマネジメント加算を取得している場合に限る ※予防を含む
受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に介護職員の中から担当者を定め、その者を中心に、サービス内容を他のスタッフと情報を共有し、特性やニーズに応じたサービス提供を行うことで1日につき算定します。
○ 栄養改善加算 ※予防を含む
当該事業所の職員として、又は外部(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により基ついでサービスを行い、記録・評価した場合に算定します。3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度として、1回につき所定単位数を加算します。

○栄養スクリーニング加算 ※予防を含む
サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。
○口腔機能向上加算 ※予防を含む
言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、口腔機能が低下しているまたは、その恐れのある利用者に対し、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに基づいてサービスを行い、記録・評価した場合に算定します。3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度として、1回につき所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ※予防を含む
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ※予防を含む
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が40%以上50%未満になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○送迎減算
通所リハ事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、片道につき所定の単位数を減算をします。
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 47/1000(4.7%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 4.7% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 20/1000(2.0%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 2.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○送迎減算 ※総合事業は除く
通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、片道につき所定の単位数を減算をします。
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
別途所定単位数の合計に、 59/1000(5.9%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 5.9% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 20/1000(2.0%)の単位数を、1月につき加算 します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 2.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。

⑨利用料金の計算方法(共通)

* 加算は利用者によって異なります。

サービス料金総額＝[基本サービス費の単位＋他該当する各種加算及び減算]×地域単価(10.55円)

※1月あたり、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(4.7%)並びに介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(2.0%)が加わります。

利用者負担額はサービス料金総額の1割または2割、もしくは3割となります。

※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割または、全額を支払いいただくことがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス その他費用

サービス内容	チェック	単位	金額
領収証明書発行費用	<input type="checkbox"/>	1通につき	1,100円

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,100円(税込)を申し受けます。

令和元年10月1日